

令和8年度 草津市健幸都市づくり推進チームについて

「健幸都市づくり」に係る取組を部局横断的な市の「総合政策」として推進するため、令和8年度においても「健幸都市づくり推進チーム」を設置し、将来を見据えた健幸都市づくりに係る施策の企画・立案に向けた活動を予定しています。

今年度のメンバーは、各部局から選出の以下の12名で構成し、活動内容は、「健幸都市くさつ」の周知啓発に関する具体的な取組について議論を行い、効果的な情報発信の手法等を検討することを予定しています。

<令和8年度 草津市健幸都市づくり推進チーム名簿>

	氏名	職区分	所属		役職	
1	津村 悠馬	事務 (リーダー)	総合政策部	危機管理課	主任	
2	疋田 彩也夏	事務	総合政策部	経営戦略課	主査	新
3	齊木 友理	事務	総務部	税務課	主任	新
4	弓削 太嘉志	事務	まちづくり協働部	市民課	主任	新
5	堤 伸仁	事務	環境経済部	商工観光労政課	主任	
6	山下 梨花	保健師	健康福祉部	人とくらしのサポートセンター	主任保健師	新
7	酒徳 千尋	事務	健康福祉部	長寿いきがい課	主任	
8	高尾 優希	事務	こども若者部	幼児課	主任	新
9	元江 一真	建築技師	都市計画部	公共建築課	主任	新
10	田中 寛忠	事務	建設部	市営住宅課	主任	
11	森谷 典生	化学技師	上下水道部	北山田浄水場	主査	
12	谷 泰樹	事務	教育委員会	教育総務課	主任	新

事務局

丸山 春菜	事務	健康福祉部	健康福祉政策課	係長
森 愛加	事務	健康福祉部	健康福祉政策課	主任

(設置)

第1条 市長は、健幸都市づくりを全庁的に推進するとともに、健幸都市づくりに関する施策等の提案や実施に機動的に取り組む組織として、健康福祉部健康福祉政策課に草津市健幸都市づくり推進チーム(以下「推進チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進チームの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の健康課題を理解し、健幸都市づくりへの意識を全職員へ波及させ、意識共有を図ること。
- (2) 健幸都市づくりについて部局横断的な見地から調査研究し、新たな施策および事業の企画および立案ならびに既存事業の見直しについての提案を行うこと。
- (3) 健幸都市づくりに関する事業の実施および支援を行うこと。
- (4) その他健幸都市づくりの推進に関し必要な事項

(構成員)

第3条 推進チームの構成員(以下「構成員」という。)は、市長が職員のうちから選任する。

2 前項の規定により選任された構成員は、任命権者の命により配置されている所属の事務に従事しながら、推進チームの事務に従事するものとする。

(リーダーおよびサブリーダー)

第4条 推進チームにリーダーおよびサブリーダーを置く。

2 リーダーは、構成員のうちから健康福祉政策課長が指名する。

3 サブリーダーは、構成員のうちからリーダーが指名する。

4 リーダーは、推進チームの事務を掌理し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

5 リーダーは、推進チームの事務を処理するため必要があると認めるときは、関係部課の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(関係部課の長の協力)

第5条 関係部課の長は、積極的に推進チームの編成および運営に協力し、推進チームに対し、その目的の達成のために必要な援助をしなければならない。

(オブザーバー)

第6条 推進チームは、推進チームの事務を処理するため必要があると認めるときは、オブザーバーとして構成員以外の者の出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、推進チームの会議において意見を述べることができる。

(報告)

第7条 健康福祉政策課長は、推進チームの活動実績等を、草津市健幸都市づくり推進本部会議において報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進チームに関する庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

付 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。